

1. 議事日程

〔平成28年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

平成28年 9月30日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第60号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合規約の変更について |
| 日程第3 | 議案第61号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第62号 安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第5 | 議案第63号 財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】 |
| 日程第6 | 認定第1号 平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第7号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第8号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第9号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第10号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第11号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第12号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第13号 平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第73号 安芸高田市長の給料の特例に関する条例 |
| 日程第20 | 議会改革特別委員会の中間報告について |

日程第21 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
16番	金行哲昭	17番	青原敏治
18番	藤井昌之		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	猪掛公詩		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 藤井議長 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は17名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、教育長より平成27年度分教育委員会事務の点検、評価報告についての報告がありました。  
第2点、監査委員より平成28年度8月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、去る9月27日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしますので、報告いたします。  
追加案件となる、「議案第73号」の取り扱いについて、協議を行い、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 藤井議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において11番 熊高昌三君、及び12番 宍戸邦夫君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第60号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について

- 藤井議長 日程第2、議案第60号「芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について」の件を議題といたします。  
本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。  
文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重文教厚生常任委員長

平成28年9月9日付で本委員会に付託されました議案第60号について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案につきまして、9月21日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市长、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第60号「芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について」は、平成29年4月1日から、芸北広域環境施設組合に北広島町芸北地区を加入させることに伴い、規約の変更を行うものです。なお、一部事務組合の規約の変更にあたっては、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経た後に、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

審査の過程において、委員より、「芸北地域が加入されることに反対するものではないが、旧町時代に甲田町と向原町が加入する際にはいろいろ条件がついていた。今回、そういった条件はあるのか。」との質疑があり、執行部より、「ごみの収集を、現在は北広島町の業者が行っているが、安芸高田市分については、安芸高田市の業者を使用するという条件をつけている。また、加入負担金として、現在のきれいセンターの資産価格を北広島町・安芸高田市の人口で割り、新たに加入する芸北地域の住民人口をかけて出た額を北広島町よりいただくこととしており、約5,000万円から6,000万円になろうと思う。これは組合の基金とされる予定である。」との答弁がありました。

また、委員より、「今後の分担金の割合はどうなるのか。」との質疑があり、執行部より「来年度からは芸北地域の人口が加わるため、安芸高田市の案分は下がることになる。」との答弁がありました。

また、委員より、「一番懸念されるのは、ごみの量がふえることだが、きれいセンターの許容量の範囲内であるのか。」との質疑があり、執行部より、「現在の搬入量と稼働率から考えると、芸北地域が加入されても十分に稼働できる状況である。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号「芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団

体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第61号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第3、議案第61号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 平成28年9月9日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案について、9月20日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第61号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、手話を使用されている聴覚などに障害がある方へのコミュニケーション支援のため、手話通訳者を新たに設置することに伴い、報酬額を定めるものであります。手話通訳者は、毎月第1、第3火曜日の午前9時30分から午後4時30分まで配置され、窓口での手続や相談時の通訳を担われます。

審査の中で、委員より、「関係団体との連携を含め、どのように取り組まれていくのか。」と質疑があり、執行部より、「聴覚障害の方については、これまで筆談で相談、窓口対応をしていたが、筆談では思っていることを十分に伝えられないことや、説明が十分にできないことがあった。障害者差別解消法が施行されたことに伴い、手話通訳が必要な方に対しての合理的配慮として、このたび設置のお願いをしています。窓口には、広島県手話通訳者の認定者を設置し、業務にあたっていただく。」と答弁がありました。

また、審査の過程において、委員より、「手話通訳の配置は当然必要ではあるが、聴覚障害などにより市役所へ行きたくても行くことができない方への配慮として、FAXやメールによる受付サービスなど、意思疎通を図ることができる体制を早急に検討していただきたい。」との意見が出されております。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第62号 安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例

日程第5 議案第63号 財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】

○藤井議長

日程第4、議案第62号「安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例」の件及び、日程第5、議案第63号「財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長

おはようございます。

平成28年9月9日付で本委員会に付託されました議案の審査経過を報告いたします。

付託のあった2議案について、9月23日に産業建設常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

議案第62号「安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例」は、高宮町の旧ニュージーランド村内に地域の農産物を加工販売して、農業の活性化を図るため設置された高宮レインボープラザを、平成21年12月から施設の稼働が長年にわたり停止していることを踏まえ、施設の譲渡を前提として設置及び管理条例を廃止するものであります。

次に、議案第63号「財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】」は、同施設が国の補助事業の処分制限期間が経過し、安

芸高田市公共施設等総合管理計画で廃止または譲渡となっていること、敷地所有者の株式会社ウエストエネルギーソリューションからの施設の取得の活用の打診があり、協議が整ったことから、3つの建物群の合計面積、1,094.95平方メートルの施設を無償譲渡するものであります。

審査の過程において、委員より、「活用方法について、定住促進につなげるためと説明があったが、具体的な方法策はあるのか。」との質疑があり、執行部より、「無償譲渡した後、会社で議論をされると伺っているので、現時点では具体的な提案は受けているわけではないが、安芸高田市の発展に寄与できるようなことを考えていきたいという強い思いは伺っているので、期待して譲渡を行うということである。」との答弁がありました。

また、委員より、「維持管理費等、解体費用を踏まえると、無償譲渡もやむを得ないと理解できるが、活用方法の目的が定住促進につながるとあり、目標を実現可能なレベルで詰めて定住対策につなげるというものを出示してもらいたい。」との意見があり、執行部より、「財産の管理下の中で処分しないといけない中、持っけていても解体に莫大なお金が必要なので、基本的には受け取ってもらいたい。ただし、受け取ってもらうときの申し入れとし、今後の安芸高田市の活性化につなげてほしいと要望をしている。今後も定住促進につながるような策を要望していきたい。大きな目的は、市の不要財産を処分するというところで理解願いたい。」との答弁がありました。

議案を慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号「安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例」の件、及び、議案第63号「財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】」の件までの2件を一括して起立により採決をいたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第6 認定第1号 平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について
  - 日程第7 認定第2号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
  - 日程第8 認定第3号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
  - 日程第9 認定第4号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
  - 日程第10 認定第5号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
  - 日程第11 認定第6号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
  - 日程第12 認定第7号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
  - 日程第13 認定第8号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
  - 日程第14 認定第9号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
  - 日程第15 認定第10号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
  - 日程第16 認定第11号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
  - 日程第17 認定第12号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
  - 日程第18 認定第13号 平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○藤井議長 日程第6、認定第1号「平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第18、認定第13号「平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。

今定例会の初日において、本常任委員会に付託された認定第1号から認定第13号までの平成27年度一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の歳入、歳出の認定につきまして、委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

付託のあった13の認定案件につきまして、9月26日、27日の両日、予算決算常任委員会を開き、市長、副市長、教育長、並びに関係部局の部長等への出席を求め、歳入、歳出の決算状況を総合的に確認し、予算効



果と行政効果について、慎重に審査いたしました。

27年度普通会計の決算規模は、歳入において、198億4,945万円となり、前年対比6.1%の減、歳出において、192億1,355万1,000円となり、前年度対比5.6%の減となっております。26年度より、おおむね12億円減少しており、合併建設計画に伴う大規模建設事業の終了により、予算規模は年々縮小の傾向となっております。

決算の数値化した財務指数の大半は、改善が続いておりますが、経常収支比率につきまして、普通交付税の合併特例加算の段階的な縮減に始まり、経常収支率が減ったこと、新たな指定管理施設の増などで、施設の管理経費がふえたことにより、27年度においては26年度より悪化した状態となっております。

審査の経過につきまして、一般会計の審査の中で出された主な質疑と答弁は次のとおりです。

総務部の審査において、総務一般管理事業について、委員より、「高等学校支援活動補助金は、効果が出ていると思うが、高校から効果があったかの旨の報告を受けているか。」との質疑があり、執行部より、「この助成は27年度が初めての交付となる。事業実施後に学校へ出向き、聞き取りを調査したところ、吉田高校では河合塾のサテライトの講座の受講、向原高校ではICT機器の導入をされていて、事業初年度のため実際の効果は来年度以降となるが、両校とも十分な活用をいただいている。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきましては、光ネットワークの管理運営事業について、委員より、「お太助フォンの設置台数は当初と比べ、現在ふえている状況か。また市内で転居した場合、撤去と設置の両方に費用が発生すると聞いているが、そういったことで減少はないのか。」との質疑があり、執行部より、「26年度と比べ、79台減少しているが、インターネットのみの利用はふえており、トータルでは微増となっている。また、市内転居のときの費用は、電柱までの撤去と電柱からの設置の両方の費用をCBB Sに支払っていただくことになる。ただし、スピードが速い利点があるため、これが優位となることで御理解をいただいている。」との答弁がありました。

消防本部、消防署の審査におきましては、現場活動事業について、委員より、「緊急搬送において、病院側との連絡に時間を要するという話を聞くが、そういった苦情があるのか。」との質疑があり、執行部より、「現場で病院の手配に時間がかかるときもあるのも事実であるが、まず傷病者の状態を確認し、症状に応じた適正な病院の選定を行う必要があるため、若干の時間はいたし方ないと考えている。いろいろなケースも考えるが、一刻を争うことなので状況に応じて適切に対応したい。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、介護保険事業において、委員より、「本市の老人介護施設、老人ホームに入所の待機数は何人おられるか。

また、その今後の方向性として、施設の老朽化も合わせた増床の計画はあるのか。」との質疑があり、執行部より、「待機者は本年度の末の時点で、234名おられる。施設の増床計画については、第6期介護保険事業計画の中で30床の増床を計画しており、現在計画のある社会福祉法人与自然と時期や場所について協議を行っている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、鳥獣対策事業においては、委員より、「駆除を行っても農作物被害額の減少が見られない。防護柵のほうが効果があると思われるが、今後の駆除、防護柵への補助を両方にやられる中で、防護柵を強化する考えはないのか。」との質疑があり、執行部より、「鳥獣対策は捕獲し処分する、みずから農地を守る、ジビエとして活用していく。という3つの柱として推進している。みずから防護柵の設置、その後適切な管理をし、被害から守ることは今後も大きな柱の一つとして支援を継続していきたいと考えている。」との答弁がありました。

また、観光振興事業において、委員より、「入り込み観光客が8万人程度ふえ、成果が出つつもある一方、観光消費額が4,800万程度の実績値が低いという結果について、課題のように収益事業を積極的に展開することを早急にやらないと、次につながらないのではないのか。」との質疑があり、執行部より、「指摘のとおり、観光消費額が伸び悩んでいる。これはお土産品等を市内で買っていただく仕組みづくりや、周遊性の高める必要があると考えている。27年度作成した第2次観光振興計画にのっとり、しっかりやっていきたい。」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、住宅管理事業において、委員より、「築年数の経過による改修工事、修繕工事を実施されているが、目に見える外観の工事ではなく、目に見えない内装工事はなかったのか。また、小規模な工事の対応はどのようにしているのか。」との質疑があり、執行部より、「市有住宅は、ガス設備と厨房設備の更新を行っている。ガス設備については、法令で定めた年数が経過しているため更新し、厨房設備については、郡山住宅の厨房設備を一斉に更新した。修繕工事については、通常生活をする中で、故障しているところの修繕ととらえ、早い対応を踏まえて、近隣の指定業者へお願いしている状況である。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、生徒指導推進事業において、委員より、「警察OBによるスクールサポーターの派遣により、児童生徒の問題行動の抑止に効果があったという説明を受けたが、現在の学校の状況はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より、「27年度は、特定の学校において課題があったが、スクールサポーターの定期的な巡回と助言により、また保護者や関係機関等との連携により、現在は落ちついた状態となっている。また、それ以外の学校においても落ちついた状態であり、効果があったものと考えている。」と答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第13号までの特別会計、及び公営企業会計

決算の審査につきましては、審査の過程において特徴的な質疑はなかったものの、計画をされた事業について、適正に執行をされており、また歳入、歳出の執行においても遅延なく行われていたものと判断いたしました。

採決にあたっては、付託された13件の認定議案につきまして、いずれも予算の執行、財務に関する事務処理は適切に行われていると判断し、13の案件は全てについて認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了いたします。  
これより本13件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、認定第1号「平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第13号「平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して起立により採決いたします。

本案13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本13件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第73号 安芸高田市長の給料の特例に関する条例

○藤井議長 日程第19、議案第73号「安芸高田市長の給料の特例に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第73号「安芸高田市長の給料の特例に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、このたびの私の出張問題にかんがみ、市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の最終報告を受け、市長としてみずからの責任を明らかにするため、平成28年10月から平成29年1月までの4か月の間、給料の100分の30を減額するものであります。

よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第73号「安芸高田市長の給料の特例に関する条例」の要点の御説

明を申し上げます。

議案書をお願いをいたします。

本文でございます。

先ほど市長が提案を申し上げましたように、平成28年の10月から平成29年の1月までの4か月間、市長の給料月額が100分の30に相当する額を減じた額とする、ものでございます。その減額額の総額は、103万2,000円に相当する額でございます。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給与月額につきましては、同条に規定するそのままの額といたします。

附則で、施行期日を平成28年の10月1日からといたしております。また、適用で、この条例は、この条例の施行の際、現に在職する市長の給料月額に適用することとしております。

最後に、この条例は平成29年1月31日限りでその効力を失うこととしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 青原敏治君。

○青原議員 ただいま市長みずからの処分が提案されたわけですが、これまでに「知らなかった」とか、「これは昔はよかった」とか、というような言葉を各ところで市長のほうが発せられております。そのことについては余り言及をしたくないですが。きょうのこの処分を受けて、今の市長の気持ちをいま一度お聞かせ願いたいというふうに思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議会の調査特別委員会等で調査を賜り、いろいろ議論を調査いただいたわけでございますけど、このことを謙虚に受けとめ、今後行政に反映していきたいと思っております。私のみずからのけじめとして今回の処分を提案いたしました。どうかよろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号「安芸高田市長の給料の特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議会改革特別委員会の中間報告について

○藤井議長 日程第20「議会改革特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

10番 先川和幸君。

○先川議長 報告いたします。

平成27年7月3日に設置されました議会改革特別委員会におきまして、これまで調査検討した事項について、安芸高田市議会会議規則第44条第2項の規定により、9月16日付で議長に中間報告書を提出いたしましたので、その内容について報告をいたします。

調査事項につきましては、議会基本条例の制定を目的として、議長を除く全議員が委員となり、制定に向けた課題の検証及び調査、それに基づき議会基本条例の条項をどのような形で規定していくのか、検討を進めてまいりました。

調査の経過、日程及び調査検討の概要につきましては、まず初めに課題項目の抽出を行い、委員会内に2つの分科会を設けて、それぞれ課題項目を分担して検証及び調査を行い、その結果を本委員会、つまり全委員において検討をして決定する方法といたしました。

これまでに本委員会は9回、各分科会はそれぞれ9回開催をし、第1分科会では議員定数及び議会報告会についてを、第2分科会では倫理規程及び正副議長選挙についてを、重点的に検証及び調査がなされ、本委員会において検討をした結果、次のとおり結論に至りました。

まず、議員定数につきましては、定数18人の現状維持といたしました。この課題項目は、第1分科会において、現状維持もしくは定数削減の議論が続けられ、限られた期間の中で結論を出すためには、議員の意向調査をし、それをもとに全体で議論をするよう、との本委員会への要請がありました。本委員会においては、意向調査としてアンケートを実施し、それをもとに検討を行い、最終的には投票による採決をとった結果、現状維持13人、定数削減5人となり、現状維持とすることに決しました。

次に議会報告会につきましては、議会全体の取り組みで開催しており、全員協議会において方向性を整理、定めていくことといたしました。この課題項目は、第1分科会において議論され、過去の検証や方向性が決まらないと条文が決まらず、全体の取り組みであることから全員協議会で協議するよう本委員会へ報告があり、議会報告会に関する事項は全員協議会において決定することに決しました。

次に倫理規程については、「議員の政治倫理に関しては、別に定める」という議会基本条例の条文を設け、当面、倫理規程を運用していく

ことといたしました。また、倫理規程の第2条に「速やかに」の語句を追加して、速やかに疑惑を解明する場を設けて説明を行うよう規定し、さらに議長が当事者となった場合の職務代理の規定を設け、改正することといたしました。

この議題項目は、第2分科会において議論され、倫理規程による政治倫理審査会が設置する前の段階において、市民の代表者である議員、議会の一構成員である職責をかんがみて、疑惑の解明を速やかに行うよう規定するなど、あらゆる場面を想定して運用可能な倫理規程になるよう、改正することに決しました。

次に、正副議長選挙については、「議会は議長及び副議長の選出にあたっては、その過程を明らかにしなければならない」との条文を設け、その方法を検討していくことといたしました。その方法については、正副議長選挙にかかる立候補制及び所信表明会実施要領を使う、もしくは使わない、またはそのどちらかの方法をその都度、事前の全員協議会において決めて進めていく、の3案を参考に、全員協議会で方向性を整理、定めていくことといたしました。

この課題項目は、第2分科会において議論され、今後の正副議長選挙において実施要領を使う、もしくは使わないという、どちらか一方に絞ることが難しく、全体の議論の必要性から、本委員会において検討をされ、3つ目の案として、その都度、事前の全員協議会でどちらかの方法をとるかを決めて進めるという意見が出されました。

しかし、本委員会においても、3案を1つに決定することが難しく、この件は全体の取り組みとして、協議を行うべきとして、本委員会から全員協議会へ送り、今後の方向性を検討することに決しました。

次に、議会の権能については、議会基本条例の一項目に取り上げ、議会と市長部局との緊張感の維持の議論を盛り込むことといたしました。

この課題項目は、第2分科会において議論され、条文を設けて議会の権能を明確にしていくこととして、詳細な条文については、今後の検討事項として調査を行うことに決しました。

以上、現在のところ、議会基本条例の制定には至っておりませんが、本市議会の課題として抽出した7項目について、結論に至った項目があったことは成果としてとらえております。また、全体で協議を要する項目については、本委員会の調査経過を受けて、全員協議会において検討されることを期待するものであります。

今回までに結論が得られなかった項目や、また議会基本条例の条文について、今後とも継続して調査検討すべきと考えております。

以上、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○藤井議長 以上で委員会の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査の件について

○藤井議長 日程第21「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員